

有田恵子の市政報告第三回

全員協議会(平成29年5月15日開催)議事録について

同日開催の全員協議会は、前半の大部分は拙著「滅びゆく日本の処方箋」に記載した旭市の行政の現状について私を糾弾する集団リンチともいえる「吊るし上げ大会」(参加議員22名、途中退席2名)でした。しかし、拙著に記載したことは、定例市議会で再三再四追求した問題であり、私は「文句があれば名誉棄損で訴えろ、そうしなければ私の主張を認めたとになりますよ」とまで言っていた問題です。その時には反論どころかやじさえも飛ばしておりません。本に書いたからと言って文句をつけるのは筋違いなのです。後半はドンの政務活動費の不正請求に対する釈明でした。しかし、このドンの発言部分だけが削除されております。削除した理由は、休憩中の雑談であるので録音しないことになっている、と議会事務局は言っております。おそらくドンの命令で、ドンの発言を議事録から削除するための頭書からのシナリオであったと推定されます。しかし、この部分の発言はI議員の休憩直前の質問に対する回答でありこれを削除すれば議事録として完結しません。

そこでドンの発言を、私のメモと記憶で再現してみました。この通りの発言ではありませんがこれが発言の要旨であり内容的にはそんなに間違っていないと思います。

1、全員協議会結果(市が出している議事録・後半部分)

10:59~11:00

○I議員 私の方からはですね、本のことではございません。先般、有田議員が政務調査費の用途をめぐりドンを告発したという話を聞きました。これは事実でしょうか。告発するものは嫌疑をかけるだけの相当の客観的根拠を示さなければならないという注意義務があります。これを怠った場合、虚偽の告発をしたものは刑法172条の虚偽告訴罪が当たるのではないかと考えております。これはドンの名誉を著しく毀損するものだけでなく、この市議会に対して著しく品位を下げる行為でございます。この件を出来る限り、当事者であるドンにお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

11:00~

○議長 ここで刑事事件と申すことでございますので、11時10分まで休憩いたします。

11:01~11:10 (休憩)

11:10~11:30 この間以下のドン発言がありましたが、この部分は休憩中の雑談と言う理由で議事録に載っておりません。私のメモと記憶で書いて見ました。

○ドン 政務活動費の不正請求を告発されているのは事実です。しかし、このことはつまらないことだから逆告発に値しない、と顧問弁護士に言われたので逆告訴はしません。

今まで78年間生きてきてこんな告発をされたのは初めてであり、心外である。自宅に

も刑事が入ってきて家宅捜査もされた。パトカーも入ってきて家じゅう孫までが騒然となった。千葉検察庁にも弁護士と同行した。新聞社からパソコンを見せて欲しいと言われた。私の政治活動に汚点はない、お金に対してはきれいにしてきた人間である。社会福祉協議会にも500万円、1000万円寄付してきた。しかし、有田議員に責められ、追及されたけじめとしてこれで議員職を終わらせたいと思います。

11:30~11:31

○I議員 先ほど来の経緯を聞く限りですね、市の名誉を著しく毀損し、貶めた本の出版について、どのように責任を取るのか。その考えをお聞かせ願いたいなというふうに考えております。これは明らかに市議会の品位を著しく損なう行為であり、有田議員の除名処分をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

2、全員協議会の議事録から削除されたドンの政務活動費不正請求について

ドンの政務活動費の告発についてご報告します。

私は、ドンが旭市に提出した領収書の発行者であるS文房具店の本店を訪問し、「パソコンを売ったことがあるか」と質問しました。すると社長夫婦は異口同音に「うちは代理店でもないし、パソコンは仕入れたことも、販売したこともない」と即答されました。パソコンを買うのに、ドンの事務所の真前に当時あったパソコンを販売している電気量販店Y社で買わず、通信販売主体のパソコン(レノボ)を、パソコンを販売していない遠方のS文房具店にわざわざ取り寄せて貰う必要はありません。そこで、ドンの政務活動費の不正請求を確信し旭警察に告発しました。S文具店がドンのために領収書を偽造した理由としては、S文房具店所有の旭駅前ビル3階の空き室を家賃16万円でドンが旭市に強引に借りさせた恩義があるためと言われておりますが、S文具店国道店がドンの会社のビルに入居しており、店子として大屋の頼みを断れなかったのかも知れません。

3、私の告発に対する旭警察の対応

しばらくして、旭警察から証拠があったから「告発を取り下げてくれ」との電話がありました。そこで旭警察を訪問し、証拠の伝票を見せてくれるよう頼みました。旭警察は、証拠の伝票は2枚あると言い、1枚を提示しました。しかし、これはA4の用紙に1行文字を後付けで印字しただけのもので伝票ではありませんでした。それでも内容をよく見ようとして覗き込んだところあわてて裏返しされ、見せて貰えませんでした。そこで証拠の伝票をちゃんと見せるよう要求したところ、証拠はあるが告発者に対しその証拠品を見せる必要はない、卸業者の名前も言えない、と言われてました。

卸業者名やその会社が発行した売上傳票が秘匿すべき秘密情報である筈がありません。こんな理屈の合わないおかしい話はありません。そこで私は対応した捜査2課K警部に「貴方は自分が何を言っているのか分かっていますか」、「頭がおかしくなったのではないです

か、「買収されたのではないですか」とまで言ってしまいました。するとK警部は顔を真っ赤にし、「警察をバカにするのか」と大声で怒鳴ってきました。それに対し、私も「ハイ馬鹿にしています。告発は絶対に取り下げません。旭警察には二度と再び来ません」と売り言葉に買い言葉、啖呵を切り、現在も喧嘩別れになっております。

旭警察はドンの家宅捜索を実施しています。もしS文具店に取り寄せて貰った現物(パソコンレノボ)があれば私の告発は虚偽であり、旭警察はI議員が議事録に述べているように、私を刑法172条に定める虚偽告訴罪で告発、逮捕しなければなりません。そこで私は千葉検察庁に行ったとき、私が虚偽なら私を逮捕すべきではないか、とまで言いましたが、それは出来ないといい、今日に至るまで私は逮捕されておりません。旭警察はドンの犯罪を認識しているはずで、それなのに、私に告発状取り下げを要求しました。旭警察の行為は犯人隠避の罪(刑法103条)に該当するのではないのでしょうか。

以上の状況から旭警察は絶対に捜査してくれないものと確信し、改めて検察庁に告発し、この事件は検察庁で現在も捜査中です。ドンは旭市役所を支配しているだけではありません。旭警察も支配しているのです。その理由は、市長と血縁関係のあるK自動車の経営者を通じて市長と警察署長の間で親密な人間関係が出来ていて、ドンはこれを利用しているものと言われております。

なお、市内には80社も自動車会社が存在するにもかかわらず、K自動車は、旭警察、旭市役所、旭中央病院の公用車を独占的に納入しており、修理も殆ど引き受けております。この関係で、市長の選挙資金はK自動車が全額負担していると言われております。